高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の 運用(請負工事)に係る特例措置について(お知らせ)

高知県における令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。) は、令和4年3月から適用した公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。)に比して全 職種単純平均で約4.1%上昇しています。

ついては、新労務単価の運用に係る特例措置を下記のとおり講ずることとしましたのでお知らせします。

記

1 特例措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第 65 条に基づき、旧労務単価による契約を新労務単価による契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

(1) 契約締結日が令和5年3月1日以降の工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、工期の末日が令和5年4月1日以降であるものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

変更後の請負代金額=P新×k

この式において、P新及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P新: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

3 特例措置の運用

(1) 対象工事の受注者に通知 (特例措置に係る様式)

対象工事の受注者に、特例措置の対象工事であることを発注者(監督職員)から

特例措置に係る様式により通知(電子メールまたは書面による。)する。

(当初の工期の末日が令和5年3月31日以前であったが、工期の延長により工期の末日が令和5年4月1日以降になった業務も同様に通知する。)

- (2) 特例措置についての通知の受領(特例措置に係る様式)
 - ア 通知を受けた受注者は、記名(押印不要)のうえ、受領書を発注者に提出(電子メール または書面による。)、変更請求の有無を通知する。
 - イ 提出期限は、令和5年4月21日(金)までとする。

(3) 変更協議手続

変更協議は、工事請負契約書に基づき監督様式 第4号「工事打合せ簿」等の書面により、手続きを行うこととする。

4 その他

- (1)契約締結日が令和5年2月28日以前の工事のうち、令和5年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、建設工事請負契約書第26条第6項の規定を準用するものとする。(インフレスライド条項の準用)
- (2)契約締結日が令和5年2月28日以前の工事のうち,令和5年3月1日において工期の始期が到来しているものについては,建設工事請負契約書第26条第6項の規定によるものとする。 (インフレスライド条項)
- (3) 本特例措置を適用した事務所名・工事名等はホームページ上で公表する。

【問い合わせ先】

積算に関すること:上下水道局技術監理課

TEL 088-821-9206

契約に関すること:上下水道局企画財務課

契約担当

TEL 088-821-9208